

一人暮らし高齢者家庭系ごみ訪問収集事業

町では、一人暮らし高齢者世帯支援事業として、家庭系ごみ戸別訪問収集を実施しています。

生活に困窮されている一人暮らしの高齢者及び障がい者で、ごみを集積所まで運ぶことが困難な方に対して、町が直接訪問し収集をしようとするものです。また、訪問することによる安否確認や生活相談、健康相談等があった場合は、関係部署との連携により、住民福祉の向上と生活の安全・安心に向けた事業として取り組んでおります。

対象となる世帯

非課税世帯のうち、その世帯構成員では家庭系ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難であり、他の者からごみ出しの協力が得られない世帯とします。

- (1) 日常生活に介助又は介護を必要とし、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯
- (2) 日常生活に介助又は介護を必要とする障がい者のいる高齢者世帯
- (3) 町長が特に必要があると認めるもの

利用の申し込みについて

戸別訪問収集の利用を希望する方は、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集申請書（様式第1号）で、利用申込みできます。

申請者は本人となりますが、提出する際には担当民生委員の意見を付して提出となります。

利用決定・訪問収集について

申請者の健康状態や生活状況を把握するため、自宅を訪問し調査票をもとに状況を調査し、訪問収集が必要かどうかを判定いたします。戸別訪問収集の可否については、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集決定通知書（様式第2号）により町より本人及び家族、担当民生委員等にご連絡いたします。

戸別訪問収集については、原則週1回担当者がごみの収集に訪問し安否の確認、ごみの分別指導、生活健康相談等をおこないます。

不在時について

外出や入院等で収集日に不在になる場合は、本人より事前に連絡をお願いします。

緊急時の対応について

訪問時に健康状態が悪い場合や連絡もなく不在の場合などについては、緊急連絡先と民生委員、関係部署に連絡をいたします。

変更及び終了時について

申請事項に変更があった時や本人が転出や長期入院、死亡等により訪問収集を変更及び終了する場合は、本人及び親族、民生委員、居宅介護事業所等から会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集変更・終了届（様式第3号）を生活部戸籍環境班に提出していただくこととなります。